

平成25年10月28日

【事務局】 本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。
ます。

以降、座りまして進めさせていただきます。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き、一般には非公開ということになっております。また、議事録は、委員のお名前を伏せた形で、後日、国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、最初に配付資料のご確認をお願いしたいと思います。

クリップを外していただきますと、2枚目に配付資料一覧があろうかと思えます。

最初、資料1が委員名簿、資料2が実大火災実験の結果の速報でございます。資料3が確認検査制度等のあり方の検討の資料、それから資料4が、8回以降いただきました委員の意見でございます。それから資料5が今後のスケジュールでございます。

それから、参考資料として、これまでの委員のご意見をまとめたものが1、それから、前回の部会の資料3を参考資料の2としておつけしております。3-1が木造関連基準のあり方の検討、これまでの資料をまとめたものでございます。3-2が確認検査制度について、これまでの資料をまとめたものでございます。参考資料4が耐震改修促進法の法律及び関係政省令の概要でございます。参考資料5が老朽化マンション建て替え等の関係の資料でございます。

欠落等ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、まず定足数の確認をさせていただきます。本日は、建築分科会委員、それから臨時委員全員のご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、〇〇委員は若干おくれられております。それから〇〇委員はご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。以降の議事運営を部会長、よろしく願いいたします。

【部会長】 委員の皆様方には10月末ということで、大学の方は一段落ついたので。お忙しい中、建築基準制度部会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから第9回の建築基準制度部会の議事に入らせていただきます。

本日の議事は、お手元の、今しがた事務局から確認をいただきました資料の頭にございますように2点でございます。木造3階建て学校校舎の実大火災実験の結果、速報版でございます。それと、以前から皆様方にご検討いただいております効率的かつ実効性のある建築確認検査制度のあり方の検討ということでございます。

ただ、本日はこれをまだ決める段階ではございません。次回以降から報告案という形で内容をご検討いただくこととなりますが、まずはそこに至るまでの皆様方のご意見を集大成して、今日ご確認いただいて、あと事務局な作業を含めて第二次報告という形に年明けにまとめさせていただくというようなスケジュールでございます。

それでは、まず議事の1番目でございます木造3階建て学校の実大火災実験の結果、速報ということで、資料2を使いまして、これは事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 私のほうから資料2と、その後、実験映像を使って説明をさせていただければと思います。

まず資料2をごらんください。ページをめくっていただきまして、平成25年度本実験というページが出てくるかと思えます。この資料につきましては、上半分のところは前回の際に説明させていただきまして、本年の10月20日、岐阜県の下呂市におきまして実験をした、その目的と、実験の現段階での概要をご説明させていただきます。

まず、目的に関しましては、これまでの研究成果で得られた基準化に向けた知見を実大実験で検証することというものでございます。

実験体は、延べ面積が850平米の3階建てでございます。構造が1時間の準耐火構造。2回目の際はバルコニーにひさしがある構造でございましたが、今回はない構造でやっております。内装に関しましては、天井に準不燃材料を用いて、防火壁を平均から50センチ突出したことによる模型でございます。

実験の主な模型でございますが、まず、①21条の2項という3,000平米以上の木造を建てる場合の規制の話でございますが、これに関しましては、防火壁の出幅を50センチ

チとした場合に、火災が終了するまで、屋内外を通じた延焼防止性能が確保できるのか、防火壁の倒壊防止性能が確保できるのかという点の確認でございました。

②が法律の27条関係と書いていますが、3階以上の学校は耐火構造にしなければならないという規定のものでございますが、これは天井を不燃化した場合、在館者の避難・救助が完了するまで、他の区画への延焼防止が確保できるのか、他の区画への遮煙性能が確保できるのか、また主要構造部の倒壊防止性能が確保できるのか、これを検証しようというものでございます。

実験の状況でございます。以下は映像による確認結果でありまして、詳細はさらにもう少し分析することとしてございます。

まず、21条2項関係の火災の拡大でございますが、火災盛期を超えた後の消火まで屋内外を通じた延焼はございませんでした。ただ、屋外を通じて防火壁を越えた延焼を確認するための部分の2・3階の窓廻りの目地の一部が着火するという現象が見られてございます。ただ、これは屋内への延焼はございませんでした。

また、防火壁に関しましては、最後まで倒壊をいたしませんでした。

もう一つ、27条関係、他の区画の延焼の関係でございます。

まず、火災の拡大に関しましては、これは出火階は1階だと想定してやっております。1階のほかの区画、要するに階段室の部分には最後まで延焼しませんでした。ただ、出火階より上の、要するに2階ですとか3階に関しましては、63分、67分の段階で外部開口部を通じて延焼していると見られます。

また、煙に関しましては、階段室の一番上部のところにある煙感知器が52分で作動してございます。また、出火階より上の階、2階に関しましては49分で煙感知器が作動してございます。ただ、いずれも避難上支障となるような非常に濃い煙なのかどうかについては今後検証することとしてございます。

また、構造躯体に関しましては、最後まで倒壊をいたしてございませんでした。

次のページはA3の少し大きい図になってございます。これまでの3回の火災に関しましての比較の表を書いてございます。

23年の予備実験は、非常に早期に出火室から火炎が噴出しまして、2階に3分30秒後、3階に6分20秒後と非常に早い時点で火が回ったという状況でございますし、さらに防火壁を通じた延焼が発生しているという火災でございました。

24年度に、これに対しまして、ひさし等を設けましたところ、点火しまして、1階の

出火室の窓から火炎が噴出したのが、再着火から39分後、2階に延焼が再着火から79分後という形で、非常に2回目までの延焼にひさしが効果を持って延焼が防止されたというものでございました。

さらに、今回の実験、速報値でございます。まず、今回、点火0分後に、最初の火をつけたときに非常に局所的に火が一回とどまってしまいまして、20分後に再着火をしております。以下の時間は再着火からの時間でございますが、1階の出火室の窓から火炎噴出するまで、再着火から48分、天井の不燃化等の効果によってもっております。さらに、2階の延焼が63分後、3階に67分後というような形で、一定時間の延焼の防止の効果が見られてございます。

また、今回、その3階に延焼した後に、完全に屋根を抜けて燃えさせてしまうと、周辺に大分火の粉が飛ぶものですから、ある程度延焼を抑えつつ、かなり長時間火を燃やしまして、最後135分のところまで燃やして消火をしております。その段階で、一番右下にありますように防火壁の向こう側のところはこういう形で火が入らずにとどまっているという状況が見られるところでございます。

では、ちょっとこの状況につきまして映像のほうをごらんいただきたいと思います。

(映像上映しながら説明)

今、これは再着火でございます。

だいた室内で火が回ってきている状況をごらんいただけるかと思います。

室内でだいた火が回っていますが、まだ完全に噴出には至っていません。

ここでフラッシュオーバーが起きてございます。

フラッシュオーバーが起きて、だいた火炎が噴出していますが、まだこの段階では2階には火が回っていません。

ここで2階から火が出始めているのがわかると思います。

ここで3階に火が回り出しまして、3階で火災の制御のためにスプリンクラーで多少水をまきながら制御しております。

もうこの段階では、完全に2階の床が抜けて火が回ってございまして、最後に消火をしております。

火災実験の詳細な分析はこれからということになりますが、現段階での速報に関しましては以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

この実験には、この部会の委員の方が何名かご参加いただいたようでございます。

ただいまの説明、まだ速報段階だということでございますが、何かご質問等はございませんでしょうか。実験報告ということですので、どのようだったかというぐらいの質問かもしませんけれども、いかがでしょうか。

〇〇委員のほうから、実験をご担当いただいて、今の段階で何かコメントはございますか。

【委員】 今回の実験の仕様は、このような基準ではどうかという技術的な検討もしておりますけれども、その中で議論された仕様でやっているということと、前回の実験は準耐火でどこまで強くできるかというような趣旨の仕様になっていたのですが、今回は学校で普通に使えるだろうという仕様でやっているということ。

それから、A3の紙を見ていただきますと、3階に延焼と書いてあるところから消火開始までかなり時間がたっております。ここについてちょっとご説明しますと、前回の実験では、3階に火が入ったところで火の粉の飛散防止のネットや何かが外れ始めました。そこで安全管理という観点から消火をいたしました。

そのために、建物の構造全体が火事にもつのかということは、いま一つわからないところがあったのですが、今回は、3階にできるだけ延焼させないで、つまり、3階は荷重をしょったまま、1階、2階で火災がどんどん続いた場合に構造的にどのようなのかということ、できるだけきちんと把握したかったものですから、3階では散水装置をつけまして、それからあと、荷重は入れているんですけども、不燃物の荷重がほとんどというふうにやっておりました。そのために、3階の延焼が確認された後は、3階ではほとんどが燃えていないという状態で、しかし荷重はずっとしょっています。2階がフラッシュオーバーしてから1時間は火の海の状態が続いたことを確認して消火を始めたということでございます。ですので、準耐火1時間というので設計をしているわけですが、2階については、火だらけの状態が1時間以上、1階については1時間半、そういった状態で実験を終了したということでございます。

それで、構造的には先ほどのようにきちんともっているということになっています。

【部会長】 どうもありがとうございます。

ちょっと私から今見せていただいた画像からの確認なのですが、床は落ちてないんですね。

【委員】 今回の延焼経路は窓からの噴出火炎というふうに推測をしております。

【部会長】 それから、これは私自身あまり火災について例も見たことはないのですが、再着火から煙が出るまで結構時間がありましたね。煙って着火した後、あまり出ないんですか。

【委員】 出ているんですけども、外にたくさん出るような状態ではなかったということです。それから、初期の段階では、空気がたくさんある状態で燃えていますので、あまり黒煙ではないですね。

【部会長】 なるほど、燃えやすい、酸素が供給されているということですね。

【委員】 ですので、最初はあまり黒い煙は出なくて、それから水蒸気が発生しますので、それで冷やされて湯気になって白い煙になって、それから黒い煙というふうになります。

【部会長】 実験をごらんいただいて何か……。いいですか。

【委員】 実験を見させていただきましたが、今ご説明があったとおりなので、それについて申し上げることはないのですが、今、〇〇委員のご説明を聞いていて、急にメモとして言っておきたいことができてしまったので発言します。1階、2階に石膏ボードで天井をつくった効果がすごくあったというのが実験を見させていただいた印象なので。そうしたときに、1階は多分石膏ボードみたいなもので防火するというルールになるのではないかと思うのですが、3階の天井は木のままだもいかなというふうに、僕は個人的に今日まではそう思っていたのですが、今の〇〇委員の説明で、その3階の屋根が燃え抜けて、その建物じゃなくて周辺に火の粉が飛ぶのが怖かったというふうにおっしゃられたので、それだとやっぱりまずいかなという気がしたんですね。

このようなことは、これからどのような形でどこまではやっていいとかを決めるときに、その建物のことと、その周辺に対する影響のこと、両方問題があるんだなということを、今日の〇〇委員のご説明で感じたものですから、それを記録として発言しておきたいと思ったので、よろしくをお願いします。

【部会長】 どうもありがとうございました。これは速記をとっていただいておりますので、メモとして残りますし、事務局のほうとしてもこのような意見があったということ、今後どうするかというのは、次のステップに移っていきたいと思います。

ほかに何かご質問等はございますか。

【委員】 大変厳しい実験が無事終わったということで、まずは関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

さて、このA3の一覧表を見せていただくと、18分後、30分後、45分後と、有効数字2桁で時系列にいろいろ事象が並んでいるのですが、当然のことながら、これに先立つ予測があったらう想像します。どうなのでしょう、かなりサプライズはあったのか、それともごく予定調和的に事が推移して、全てが終わったのでしょうか。速報的なコメントで結構なのですが、全体の雰囲気をもしよろしければお聞かせいただきたいと思います。

【部会長】 これは〇〇委員のほうからお答えいただければ。

【委員】 再着火をしているのですけれども、実はこの実験の前に筑波で、教室規模の部屋を使った実験を何回かやっております。そのときの経験と予測から言えば、再着火するようになったというのはちょっと意外で、ちょっと遅かったということですね。原因はちょっとはっきりわからないのですが、当日と前日、雨が降っていて、当日木材の含水率もはかっているのですけれども、それほど高くはないのですが、事によると、使っている木材はフォーバイですから、それは少し上がっていた可能性はありますね。ですから、ちょっと初期の再着火をしなければならなかったというのは、ちょっと想定外、予想外でございます。再着火を、これは改めて着火とみなしますと、大体予想どおりに近い結果でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 私からもちょっとお聞きしたいのですが、これは昨年度の実験のシーケンスがあって、今年度のシーケンスがあって、今〇〇委員からお話のあったシーケンスの間の時間間隔がありますね。例えば2階から3階への延焼時間、今回はやけに間を持った結果が得られているんですね。そのような多分ばらつきもあったりするのでしょうか、材料が変わったのはわかるのですけれども、材料が変わって、こんなにシーケンスとシーケンスの間の時間の変わるのかどうかも含めて、その辺もちょっとデータがあればご検討いただくようお願いしたい。これは要望でございます。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【部会長】 ほかによろしゅうございますか。

【委員】 おもしろい報告ですね。普通、火事だと、煙によくやられると言われますが、この場合の煙の量とか質とか、そのようなものもはかっているのでしょうか。

【委員】 ちょっと煙濃度等までははかれる状態ではないのですが、ただ、煙感知器等は建物の中につけておりますので、どの段階で、例えば部屋の温度がどのような温度になったときに煙感知器が作動して、ということまでは測定はしております。

ここに真っ黒い煙が出ていますけれども、このあたりは大分有害な煙だと思います。

【委員】 有害なものですね。この有害か否か、巻き込まれるかどうかというのは、多分、助かるか助からないかのキーポイントのような気がしましたので。

【部会長】 ありがとうございます。そのあたり、先日の火災で災害弱者の方に被害が出たことも含めてご検討いただけるものと思います。

では、実験の速報については以上ということで、木造関係について意見交換ということで、前回ご提出された意見で、若干残っているのがございますので、あらかじめ資料を提出していただいたものが資料4でございます。これは前回までのご意見と、前回以降、皆様方に今回のために、期限を切りましたけれども、意見聴取ということで出したものがございますが、このうちで木造関係に関して〇〇委員からご意見をいただいていたのがございますので、〇〇委員からご提出の意見についてちょっとご紹介いただきたいと思います。

【委員】 すみません、前回欠席してしまったので、その後、資料をいただいて、今後の検討の方向性というリストをいただいたもので、その中でちょっと抜けているというか、ぜひ議論をしていただきたいと思いますと思ったことがあったので、2つほど入れました。

その1つは、現行法規では、3,000平米や2,000平米というか、延床で木材の量を見極めていて、法律の基準がされていて、3階建てということに特にスポットが当たっています。あるいは床が抜けないように仕上げで何とかという話が、実験を踏まえて今されているのですけれども、そもそも論で、1階はRCにするという混構造の扱いがまったく検討されていません。、学校の場合、一番火種になりそうな可能性のある部屋が1階に来ることが多いし、あるいは地震力の問題や、耐久性の問題を踏まえると、必ずしもオール木造ではなく、RCも仲よく使って行って、より安全な学校建築、かつ木をたくさん使ったものが普及してほしいなと思っています。ただ、現行法規は、この面積のカウントの仕方が、RCであっても全部木造としてカウントするような捉え方になっているので、考えていただきたいなということ。法文でも全部または一部という定義が、ごく少量の部分が木造であっても、すべて3階建てということになってしまったり、地形の問題で3階が2階になったりというので、全部または一部という定義もあいまいです。そのあたりもあわせて議論していただきたいなというのが1つです。

2つ目は、防火区画の基準というのがかなりあいまいなので、そこもちゃんと正すべきではないか。もしあいまいなままにするのであれば、法的解釈できるような組織をつくるなり、あるいは包括的な安全面を考える、性能規定ではカバーできない部分をフォローで

きるような、38条的な、制度や組織をつくる。何か総合的に判断できる機関があったほうがいいのではないかということ、この2点をご議論いただきたいなと思いました。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

今、〇〇委員から木造関連基準のあり方ということについてご意見の紹介がありましたが、今日ご出席の委員の方から、この場で何か、こういうのもあるよというご提案はございますでしょうか。

それでは、今の〇〇委員からの2点でございますが、これについて何かご質問とかご意見等はございますか、〇〇委員からのご提案についてのご意見等はございますか。

これは1つは、基準をもし設けるとしたら、面積算定だとか、階の定義だとか、傾斜地に建っているときに何階だというようなことについてあいまいにするな、はっきりしろということですか。できれば広げたいということですか。

【委員】 RCの部分というのは、やっぱり火災上は安全だと思うので、それをもう少ししまぜることで木造がつくりやすくなるという方向のことをもう少し考慮されたらどうか。今はオール木造の話ばかりされているのですけれども、やはり学校というのは8,000平米とか9,000平米の大きいものになるので、何か別棟扱いで逃げているような感じで設定しているのが、どうも気持ち悪くて、離隔距離をとることはもちろん火災上も有利ですが、もう少し、安全のこととかを考えると、RCと木の混構造の普及推進になるような法令整備というの、進めていただきたい。

【部会長】 今ご指摘の混構造に関しても、かなりいろんな箇所においてどう解釈するかというのが、細かいところまで決められていないのが現状ではないかと。この点、事務局のほうでご意見はございますか。

【事務局】 まず1番ですけれども、これについては、このような混構造の場合も、一応性能規定化をして、火災規模が一定規模、3,000平米を超えるようなものにならなければいいようにしたいということで認められる方向にはしたいと思っています。ただ、いわゆる仕樣的な基準をどこまでつくれるかというのは、少し技術的に検討が必要だと思いますので、今後先生方のご意見も踏まえて、技術基準をつくる段階で仕様規定ができるかどうかということについては検討していきたいと思います。

2番目の点については、若干次の話題とだぶるのかもしれませんが、性能規定になっていない部分についての特別な技術の扱いについては、その段階で少しご議論いただ

ければいいのではないかと思います。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ほかにこの木造関係、次回からいよいよ取りまとめに入りますので、今のうちにこのようなことをというのがあればお伺いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、これで議題の1番の木造関係は、本日の時点では終了ということにさせていただきますまして、続いての議題でございます「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討」に議事を移したいと思います。

それでは、事務局よりこの議事に関しまして、資料3と関連の参考資料をお使いでございます。それでご説明をお願いしたいと思います。これも事務局のほうからよろしく願いいたします。

【事務局】 では、説明させていただきます。資料3で基本的に説明させていただければと思います。効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討についてでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

まず1つ目が、適判における審査方法・審査体制についてでございます。今日の資料は、基本的には前回の8回部会における委員の意見、その後提出された委員の意見、それを踏まえての検討の方向というような構成になってございます。

まず適判につきまして、8回部会における委員の意見の概要でございます。

1つ目が、ワンストップ化という意味の確認だったと思いますが、ワンストップ化というのは確認機関と適判機関が同一の法人内でできるようにするという意味という言葉で使われているんですねというご確認があったと思います。

また、このいわゆるワンストップ化をしても、構造計算の審査が行われるタイミング、これがワンストップ化をしても確認審査の途中段階になってしまうという点は変わらないですねと。そういう意味で時期をずらすというような、先に適判というような議論が前回ございましたが、ワンストップ化してもそれは変わらないねということがございました。

3つ目の○でございますが、理屈上1つの機関の中でファイアウォールがあるからといって一緒にやれるということはないけれども、これによって何らかの運用上の効果を期待するというのであれば、そもそも18年の法改正は何であったのかという話になって、抜本的な議論が必要ではないかというご意見がございました。

2つ目、事前相談の関係でございますが、事前相談は制度化すべきものではなく、あくまで任意で実施すべきものではないかということ。

また、事前相談というのは、事前の調整的な水面下における根回しのなものであって、基本的に乱用の危険性があるものなのではないだろうかというご意見がございました。

3つ目、申請の時期でございますが、確認と適判の申請はそろえる形にして、やりとりを同時並行にすることがむしろいいのではないだろうかというご意見がございました。

また、適判員につきましては、この適判員の地域分布を議論の前提として明らかにしてほしいというご意見がございました。

続きまして3ページでございます。

この地域分布に関しましても、大規模で複雑な特殊建築物、高度な設計手法を用いた建築物の判定申請が、どういった地域に分布しているのか等を整理した上で改善策を検討する必要がある。

また、不服申立てについては、不服申立てというような大仰な形ではなく、ある種の異議申立てのような形ではどうなんだろうかというご意見がございました。

また、続きまして、第9回部会に向けて提出されました委員の意見、概要でございます。これにつきましては、資料4のほうにいただきました意見がございます。概要についてのみ説明させていただきます。

まず、〇〇委員のほうから、先ほどの委員意見のさらに詳しい中身だと思いますが、判定員が全国的にどのように分布しているのかを提示すべきである。一部の地方では判定員の絶対数が少ないことが審査に影響しているのではないか。

また、大規模で特殊な建築物だと、地方では多くなく、これによって審査経験が乏しいので、それがより多くの時間を割くことになってしまっているのではないだろうかという点。

3つ目のところでございますが、この改善策の一つとして、非常に高度な技術的判断を要する判定につきましては、例えば都道府県の枠を超えて審査できるように制度を改善することによって、全体の事務処理の円滑化につながるのではないかとご意見をいただいております。

続きまして、〇〇委員。

申請者が機関を選択できること、適判処理期間のばらつきを軽減すること、これを目的に機関の複数指定、業務範囲の拡大、全国指定の機関の創設などを検討すべきではないか

というご意見をいただいております。

また、専門性の高い部分の確認審査をどのように円滑に進めるのかという視点が、適判議論の中では必要であるというご意見をいただいております。

続きまして、〇〇委員から。

第1回の事務局説明で、「第三者による法適合性のチェックという制度の趣旨」と書いてあったものが、前回示しました今後の検討の方向性では「第三者性を確保しつつ」というように変わってきているのではないだろうか。国民から見て、建築物の構造安全性を確保してエンドユーザーを保護するという観点は現在も変わることがないので、確認と適判は別法人で行うべきではないだろうか。

また、地域におけるサービス格差については、運用改善が必要ではないだろうかというご意見をいただいております。

続きまして〇〇委員からでございます。

適判機関につきましては、現在、都道府県知事が指定することとなっておりますが、全国的な基準で国土交通大臣が指定を行うことも可能な制度を検討すべきではないか。

また、特にこういう複雑な建物を想定して、高い技術力を持った審査委員を一定数確保した適判機関を大臣が指定し、その中から知事が選べるようなことが望ましいのではないか。その際に申請者の希望が入れられるようにすればさらによいのではないかというご意見をいただいております。

5 ページ、これを踏まえての今後の検討方法を多少具体化をしてございます。

まず、〇の1つ目でございますが、この適判の第三者性を確保しつつ、申請者が適判機関や申請時期を選択できるように制度の見直しを検討すべきではないか。

申請者が適判の結果につきまして不服申立てができる仕組みを検討すべきではないか。

適判機関の指定権者のあり方を検討すべきではないか。

適判の質の確保に向けた取り組みを検討すべきではないか。

その中身を少し書きおろしてございますが、1つ目、これまでどおり適判と確認を別の機関で行うこととするが、この適判は建築主から適判機関等へ直接申請する仕組みとすることを検討してはいかがか。

2つ目は、適判につきましては、審査請求または異議申立てを行うことができる仕組みを検討すべきではないか。

3つ目でございますが、2以上の都道府県で業務を行う適判機関については、国が機関

の指定、監督等を行うことができることとし、都道府県知事がその機関に対して業務を代行させるというようなことができる仕組みを検討してはいかかがか。

4つ目でございますが、適判の審査方針等を充実するとともに、適判員に関しましては、国による資格検定、登録等の制度の導入などを通じまして、質の確保を図る仕組みを検討してはいかがかというものでございます。

6ページの資料でございますが、これは先ほどのご意見の中にもございましたが、地方における適判員の分布等について少し整理をしたものでございます。

下の図にございますのは、適判の中でも適判員の人数が多い10機関と、適判員の少ない10機関というのを示させていただいております。これを見ますと、適判員の人数につきまして、指定した都道府県が都市圏か都市圏以外かの別による傾向の違いはあまり見られないのではないかと。どちらも地方部、都市部というのが分布しておりまして、むしろ地域性というよりも機関の特性によるというところがあるかと思っております。

また一方、都市圏では常勤が一定数いる機関が多いのですが、都市圏以外では、例えばほとんど非常勤、常勤の方が0もしくは1といった機関が幾つも見られるというような特徴がございました。

続きまして、7ページをお願いいたします。この各都道府県における適判を要する物件の審査日数につきまして、25年6月に確認済証が交付された適判、この物件をもとにして都道府県別の状況を見てございます。この物件数は1,782件でございました。平均といたしまして、事前相談を含んで平均の審査日数は約53日でございました。

都道府県別に見ますと、これも、下にございますように平均審査日数が短い10都道府県、平均審査日数が長い10都道府県を下のほうに書いてございます。平均審査日数の最短は鳥取県の29日、最長は北海道の78日でございました。最短と最長では49日という差がございます。

ただ、平均審査日数が短い都道府県、長い都道府県、都市部、地方部に特に偏っているというような傾向はあまり見られませんでした。

一方、平均審査日数が長い10都道府県を見てみますと、この10個のうち6都道府県が、適判の指定が実質1機関となっている都道府県でありました。

続きまして8ページでございます。適判の指定数が少ない都道府県における確認日数の傾向でございます。

適判は、1機関のみの地域が2道県、また業務範囲の制限によって実質1機関しか選べ

ないというところが15府県ございます。全部で17道府県ございますが、これとそれ以外のところを比較しますと、下の絵のように、実質1機関のほうが審査期間が多少長くなっている傾向が見られます。期間の話はここまででございます。

続きまして9ページ、適判の対象についての議論でございます。これにつきましては、第9回に向けての資料でございます委員の意見としまして、2委員から意見をいただいております。

まず1番目、〇〇委員でございますが、木造3階建てなどの小規模な建物の中には、軒高の違いによって適判の対象になるかならないか決まるものがある。これは軒高9メートル制限の見直しを検討すべきではないだろうかという点。

また、小規模な建物におけるルート2計算は、求められる二次設計がかなり定型化しているので、適判の対象から除外できるのではないだろうかという点。

また、〇〇委員から、軒高9メートルを大きく超えないような木造ですとか、鉄骨の戸建て住宅につきましては、構造方法に関する安全上必要な技術的基準が整備され、高度な構造計算が不要であるならば、適判の対象から除外することも可能ではないだろうかというご意見をいただいております。

今後の検討の方向でございますが、構造安全性を確保するために必要な構造計算の方法、技術的な難易度、さらに特定行政庁等の審査能力の実態に基づきまして、適判の対象の見直しを検討すべきではないか。

比較的簡易な構造計算につきましては、主事や確認検査員で構造計算に関する一定の審査能力を有する方が審査を行う、そのような場合には、適判を不要とするという仕組みが検討できるのではないだろうか。

また、下はエキスパンションジョイント等で接している場合、今はまとめて適判の対象になってございますが、それぞれの部分ごとに適判の対象かどうかの判断を可能にすることが検討できるのではないか。

また、そもそも現行の適判の対象外になっています一定規模以上の既存不適格の増改築、段階的に解消する場合、このような場合につきましては、むしろ適判の対象にすべきではないだろうかというものを検討の方向として示させていただいております。

続きまして10ページでございます。建築確認制度の手続に関しましてでございます。

まず〇〇委員から、構造の変更が部分的にとどまる場合、変更がより安全側であることが明白な場合には、計画の変更手続ではなく、軽微な変更ということで、その段階での手

続を要しないという形が合理的ではないだろうか。

また、〇〇委員から、主要構造部に該当する間仕切りの位置の変更ですとか、間取りに大きな変更はなく、避難距離が変更前より短くなる、安全側になるというようなことが容易に判断できる場合には、軽微な変更該当することはいいのではないかと。

ただ、集団規定に関しましては、周辺との関係があるので、軽微な変更の対象にすべきではないのではないかとご意見をいただいております。

今後の検討の方向性といたしまして、計画変更の際の手續が円滑に進む方策を検討したい。計画変更によって建築物の安全性などに支障が生じるおそれがない場合には、計画変更手續が不要となるよう、軽微な変更の対象について再検証を行うべきではないかというものでございます。

続きまして11ページ、今度は仮使用の承認の話でございます。

仮使用に関しましては、第8回、前回の部会におきましては、ストックを部分的にリノベーションするようになるときにどうなるのか、そのような観点での視点も必要ではないかというご意見がございました。

また、本日いただきました委員の意見といたしましては、工事中の部分を有する建築物が仮使用の建築物とは独立している場合など、一定の規則的な判断が可能な審査基準を整備することができれば、指定機関による仮使用承認が可能ではないかと。

ただ、不特定多数の方が利用される場合ですとか、ホテル・病院など用途、規模によっては慎重な判断が必要であり、このような場合には引き続き特定行政庁が仮使用承認を行うべきではないかというご意見をいただいております。

今後の検討の方向といたしましては、いずれにしても、指定機関を活用して仮使用が円滑に進む仕組みを検討すべきではないかと。工事部分、仮使用部分の安全対策に関する建築物の安全上・防火上の基準を整備して、この基準を満たす場合については、指定確認検査機関が仮使用の審査を行うことができる仕組みを検討すべきではないかというものでございます。

続きまして、12ページ、昇降機、遊戯施設の確認に関してでございます。

これに関しましては、第8回と第9回の委員意見をまとめて概要を書かせていただいております。

まず〇〇委員から、昇降機、遊戯施設、これらの機械類に関しましては、近年複雑さが増したので、専門知識のある方が審査すべきではないだろうか。

また、昇降機の技術的基準は、将来的な課題ではあるかもしれないが、具体的な使用基準はISOですとかIEC規格に整合したJIS規格にのっとることができる体系にすることが望ましいのではないかと。

また、〇〇委員から、遊戯施設等につきまして、専門機関による審査にすべきではないだろうかという意見がございました。

今後の検討の方向といたしまして、昇降機の制動装置、制御器等の性能について、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討すべきではないかと。

昇降機・遊戯施設の制動装置、制御器につきましては、求められる性能を明確に定めて、機械・電気に関する専門家が機器の性能を評価して、大臣が認定する仕組みを検討すべきではないだろうかというものでございます。

13ページをお願いいたします。定期調査・検査報告制度及び維持保全に関してでございます。

これにつきましても、8回部会の委員意見、また9回部会に向けて提出された委員意見をまとめてございます。

〇〇委員から、保守点検を行うための資格を設定して、認定された資格者が主として保守点検をするというふうにすべきではないかと。

また、既存不適格に関しまして、年限を決めて基準を遡及適用する仕組みとすべきではないだろうか。

また、この既存不適格の昇降機は、どういう基準に適合していないのかを表示して、最新の基準に適合するための動機づけが必要ではないだろうか。

〇〇委員から、粗悪な検査を行った資格者に対する処分基準の検討を早急に行う必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

今後の検討の方向でございます。

まず1つ目は、資格者の監督のあり方などに関しまして、この実効性を確保する方策を検討する必要があるのではないかと。

また、調査・検査の資格者に関しまして、資質向上を図るために講習等のあり方を検討すべきではないかと。

適切な保守点検の実施を促進するための方策を検討すべきではないかと。

また、既存不適格のものに関しまして、改修を促す方策を検討すべきではないかというものでございます。

ポツの少し詳しい中身でございますが、この資格者に対しまして業務停止、資格者証の返納などの処分基準の明確化を検討すべきではないか。また、安全上定期調査・検査を実施する必要がある建築物などが的確に報告対象になるように、対象建築物の設定のあり方について検討すべきではないだろうか。

2つ目のポツでございますが、安全上重要な部分についての検査方法につきまして、講習内容の充実を検討すべきではないか。また、防火設備の検査などの専門性の高い検査を適切に実施するため、検査者の能力確保のあり方について検討すべきではないか。

3つ目のポツでございます。維持保全のほうの話でございますが、保全計画に維持管理の基準を盛り込むことを検討すべきではないか。保守点検業務につきましては、業務の適正化を図るための方策を検討すべきではないか。

また、安全性の低い昇降機など緊急性の高いものに関しまして、改修を促進するため実効性のある方策を検討すべきではないかというものでございます。

続きまして、今度は14ページ、事故の調査体制の話でございます。これは8回部会で〇〇委員から、昇降機の事故調査体制については、いろんな問題があるので権限をきちんとするとともに、組織の充実が重要と認識というご意見をいただきました。

また、9回部会に向けた委員意見として、〇〇委員から、事故原因等を究明するためには、保守業者や機器の製造業者等に報告を求めることができるように規定の見直しが必要ではないかというご意見をいただいております。

今後の検討の方向でございますが、建築物において事故・災害の被害等が発生した場合に、国もみずから法に基づき必要な調査を行える仕組みを検討すべきではないか。

国の職員が、事故・災害の被害等が発生した建物、設備、材料の製造者の事務所等に立入調査をすることができる仕組みを検討すべきではないか。

また、この国の職員にかかわらず、その他製造業者等に報告、物件の提出を求めることができる仕組みを検討すべきではないかというものでございます。

最後になります。15ページ、一番最後の紙をお願いします。新たな構造方法等への対応というものでございます。

8回部会におきまして、平成10年法改正は、そもそも性能規定か。新しい技術を導入という仕組みをつくるものだったということを思い起こすと、そこに何らかの不備なりがあったということをしかりと分析すべきではないだろうかというご意見をいただいております。

また、9回部会に向けた意見といたしまして、〇〇委員から、新しい構法や材料を採用しますと、基準法の複数の条文に拘束されることが一般的で、それぞれに認定を取得することが難しい。旧法は建物単位で総合的に認定する仕組みだったので、こういう複数規定・複数条文を包括的に評価・認定できる仕組みをあわせて検討すべきではないか。

また、〇〇委員から、旧38の認定を受けた建物の増築に伴いまして、排煙とか防火などの避難安全検証の条件に与える影響がないことが明らかであると大臣が認める場合などにおきましては、もともとの旧法の認定対象部分につきまして現行法を遡及適用させないような緩和規定を追加すべきではないかというご意見をいただいております。

最後、今後の検討の方向でございますが、性能規定化されていない技術的基準に適合しない新たな技術を円滑に導入できる仕組みを検討すべきではないか。

性能規定化されていない技術的基準に適合しない新たな建築材料、構造方法につきまして、必要な性能を有する場合には、大臣が認定を行い使用を可能とする仕組みを検討すべきではないかというまとめでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの資料説明について、何かご質問等がございましたらお願いしたいと思います。これに関する意見交換は後で行いますので、まず資料に関するご質問でございます。よろしゅうございますかね。

この資料の表紙をあけていただいて1ページ目に構成がございますように、大きく言えば7項目、細かく切れば、適合性判定については、体制と、その対象というふうに分けると、8項目について今までの議論をまとめていただいたものでございます。かなり回数を重ねてまいりましたので、意見はほぼ出尽くされたというふうに私は判断しております。あとは、合意できるものと、具体的な数字が検討できるものという仕分けに入るのではないかと思います。資料についてはよろしゅうございますか。

【委員】 〇〇ですけれども、5ページの説明の中の「構造計算適合性判定と確認審査は別の機関で行うこととするが」という、この別の機関というのは別法人という理解でよろしいんですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 わかりました。

【部会長】 よろしゅうございますか。別機関はおっしゃるとおり別法人という意味で

使われていると私も理解しました。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、これに関連して、前回各委員のほうにお願いして、意見提出ということで資料4、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から意見が提出されております。幾つかのものは、先ほど既に事務局から話がありましたように、この資料3で概略ご紹介したと思いますけれども、意見をご提出の方々からその意見についてこういう趣旨でこういう提案をしたいということを簡単にご紹介いただければと思います。

それでは、順番でよろしいですかね。じゃ、〇〇委員、よろしく申し上げます。

【委員】 資料3についての意見を今回出させていただいていますので説明させていただきます。どうしても我々の住宅ということの立場からの意見になる部分があります。

1つは、適判制度についてなのですが、適判の審査方法・審査体制については、2007年の制度制定以降、運用実績を重ねた結果、確認審査と適判審査は相互の情報の交換や共有を行い、共同事前相談や並行審査等を活用することが合理的であることがわかってきて、現時点では制度を実態に合わせて合理化し、遵法を促すべきであると考えます。これは基本ですね。

私の意見は8つあるのですが、先ほど事務局のほうで幾つかお話をさせていただいたので、重複する部分は省略させていただこうかなと思います。前々から言っている部分もありますので。

2番は、この指定機関の件なのですが、先ほどもお話がありましたように、やはり複数の指定や業務範囲の拡大、それから全国指定の創設を検討すべきということです。

3番は、こちら先ほど説明がございましたので、要は、専門性の高い部分の審査をどのように円滑に進めるかという視点は議論の中で必要であるということです。

4番が、ちょっと視点を変えながら検討してみたんですが、基準法第3章の2に定める型式適合認定等は、標準化された建築や設備を繰り返し設計・生産するものについて、専門性の高い機関による事前審査を行うことで申請と審査の合理化を図る制度ですけれども、工業化住宅や立体駐車場などの一部の利用を除いて広く使われてないというのが現実です。これは個別の物件に設定を最適化しようとする、取得すべきバリエーションが増大して、費用と手間がかかるので、申請者側からすれば、個別申請に比べてメリットが小さいからなのです。

そこで、以下のような改善によって仕組みに柔軟性を持たせて、制度活用を促進して、

設計者と主事等の両者の負担を軽減し、専門性の高い分野の確実な実現を図ってはいかがでしょうかという意見なのですけれども、これによって、1は、一連の規定としてセットになっている複数の規定を、現場が対応しやすいように分解し選択できるようにすると、それぞれ最適化するようになるということ。例えば構造、防火、設備、室内空気質対策といった規定単位で取得可能な仕組みが考えられます。

2番目に、個々の現場への応用が容易になるように、事前審査で認める範囲や定義に弾力性を持たせる。

3番目として、取得にかかる費用や期間を軽減するといった意見です。

それから、適判の対象についてなのですが、これはもう先ほど説明がありました。我々からすると、ルート1対象建築物の軒高9メートルの制限の見直しを検討すべきではないかということです。これは前々から言わせていただいております。

6番目には、これも小規模な建築物におけるルート2は、安全に除外できると考えております。

それから、建築確認制度の手続について。これも先ほど説明がございました。とどまる場合や変更が安全であることが明白な場合は、軽微な変更の扱いとすることが合理的ではないかという意見です。

それから、技術基準に適合しない新たな構造方法等への対応について。これも先ほど事務局からご説明がございました。

我々としては、やはり旧法第38条のように、複数規定、複数条文を包括的に評価・認定できる仕組みをあわせて検討すべきではないかという意見です。

私のほうは以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

質疑応答は後にいたしまして、まず提出された各委員からのご意見をいただきたいと思っております。次は、〇〇委員。

【委員】 ここに7項目書いてございますけれども、先ほどの説明の中で全て説明をしていただいたので、若干補足だけさせていただきたいと思っております。

3番目の仮使用承認の関係です。一定のものについては指定確認検査機関による仮使用承認ができるのではないかと書かせていただいているのですけれども、今の制度として、法の90条の2と90条の3がございまして、例えば90条の3で、仮使用承認が必要な工事以上のものを特定行政庁に防火上の措置だとかの計画を届け出なければならないとい

うことがございますので、仮に指定確認検査機関で仮使用承認をするにしても、特定行政庁への届出というのがこのままだと残ってしまって、二重の審査になる場合も考えられるので、整理が必要ということと、90条の2で仮使用も含めた広い工事について特定行政庁としての使用禁止だとか使用制限だとか、いろいろな措置をとる責務があるので、やはり整理をしていただいて、指定確認検査機関による仮使用承認をどのようにするかということも考えていただきたいと思います。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次にご提出された意見が〇〇委員。

【委員】 私が提出した意見については、先ほど事務局から詳しく資料3の3ページでご説明を既にいただいていますし、また、いろいろと判定員の地域による分布状況などについても、資料3の6ページ以降に、非常に短い期間でしたけれども、きちっと調べていただきましてありがとうございます。既にもう対応していただいたということで、この場で追加でお話ししなければいけないことはないかと思います。

【部会長】 どうもありがとうございました。

もうお2人ですね。〇〇委員。

【委員】 私のほうも既に事務局から資料3の4ページの一番下のほうで、私が出した意見についてよくまとめられておりますので、1つだけ私の意見書の7ページの末尾に書いてありますように、この提案の趣旨としては構造計算適合性判定の質の向上という観点からご意見を申し上げたということだけ補足させていただきます。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

もう一方、〇〇委員。

【委員】 先ほど事務局から詳しくお話しいただいたので、既に入っているのですが、なぜこのような提案をしたかという趣旨を含めて、ちょっとご紹介します。

最後のページにありますように、ご存じのように昇降機、エスカレーター、遊戯施設というのはかなり複雑になっていて、しかも明らかに機械類であると思いますので、その技術的な安全性を建築主事等に審査させるのは現実的には難しいというふうに思います。機械類としての技術的な安全性は、専門の知識のある人間や機関に審査していただいて、建築物の中における配置だとか、どういう設置だとか、建築に絡むところ、これは建築主事

のほうに任せるといふふうにして、少し分離したほうがいいのではないかというのが1番目の提案であります。

2番目は、昇降機の保守・点検の件なのですけれども、定期検査はちゃんと資格を持たないといけないということになってはいますが、現実にはほとんどが契約で保守・点検をやっているわけです。これにおける保守・点検員というのは、実は資格にあまり要件がないのです。少なくとも担当の昇降機に関してはちゃんとした保守・点検の資格を有して、そういう人にしか点検を任せられない、少なくともそういう人がいないといけないというふうにするべきではなかろうかというのが2番目の提案であります。

3番目は、既存不適格の昇降機、これは何十万台とあるわけなのですけれども、新しい安全基準が決まるということは、より安全増しが提案されているというわけですから、年限を決めても結構ですから、なるべく新しい安全基準に従うようにしてほしいと思います。それが無理な場合でも、この昇降機は何年の基準に適合したものであって、これとこれの安全装置はついていませんというように、ちゃんと情報提供すれば、乗っている人も、ああ、もうちょっと新しいものにして欲しいという動機づけになるのではないかと。そういう表示をちゃんと各エレベーターにしたらかどうかというのが3番目の提案であります。

最後は、国交省としては、性能規定化ということで動いてはいると思うのですけれども、現実には今の昇降機の基準を見ますと、仕様基準であって、事故が起きるたびにどんどん改正されているということで非常に複雑になっていて、全体を理解するのは非常に難しい。しかも、新しい技術になかなか対応しづらい。これは建築基準法でいえば、例えば具体的な仕様基準と、それから性能基準に分けて、性能基準としてはこうすべきだというふうには建築基準法で決めて、具体的な内容については、仕様基準として、例えばISO・IEC、またJISにのっとれというだけでいいのではないかと。現実には、ISO・IECに整合化したJISを常に時代とともに最新なものを求めて、それにのっとって昇降機が作られていけば、日本国内だけでなく、日本の昇降機は世界に通用するようになるという意味で、ぜひこのような形にして欲しい。

多分その方向に動いているとは思いますが、なかなか現実にはこうなっていないということでもあります。積極的にこの方向を進めていただきたいというのが私の提案であります。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

提出された意見は以上で、各委員からご紹介いただきました。最初に申しましたように、既に何回か意見表明をいただく機会を設けており、意見をいただいておりますけれども、要は取りまとめ段階に入りますので、もし今の段階で、今回意見提出をされなかった方のうちで、何かご意見があればご発言をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

なお、お手元の資料の参考資料1のほうに、これまで皆様方からの意見がまとまってございます。これと、主に今日事務局にご紹介いただいた資料3をもとに二次報告という形で次のステップへ進むということにさせていただきたいと思います。方向性はそのようなことで考えております。

資料3と資料4、今までいただいたご意見、これについて少し意見交換をしたいと思います。ご発言されるときに、記録上お名前をいただいて、それから資料3の裏に書いてありますように、どの項目についての質疑応答だということをあらかじめご発言いただいてからご意見を述べていただければ幸いですと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かございますでしょうか。

私からも、大体集約された後、必ずしも全員がご賛同いただけない意見があるところをどうするかということで、ちょっと私と事務局の間で提案を次回あたりからさせていただくということになると思うのですけれども、対象、1-2ですが、これは、多分、今9メートルだとか、ルート2だとかいうのは、現行の基準法の中であるルートで決めてあるわけですね。これに対して、特段このようなものに関しては軒高、これも多分皆さん方は具体的な数字を今後出さなければいけないのですけれども、9メートルだと、今、住宅の質からいくと、もうちょっと高くしてくれないと、今後の質の高い住宅を供給するという立場からは、9メートルというものについて若干不足だというご意見だと思うのですけれども、具体的に数を決める段階になると、12メートルとか10メートルと決めることは、それは可能なのですか、現行の基準法で。

【事務局】 制度上は可能かと思ひます。ただ、どこまでやるかということについては、やはり構造計算の中身を見て判断しないといけないのではないかと思ひます。やはり計算が難しいのか、比較的簡単なのかということ判断すべきなのだろうと思ひますので、そこは技術的な問題も含めて、今後検討すべき課題なのだろうと思ひます。一律に高さで決めるということ自体が合理的かどうかということも含めてですね。

【部会長】 そうですね。

いかがでしょうか。多分高さで決められているのが、あまりにも今まで機械的に既存の

住環境から、住み方から決めてきたんだけど、だんだん少し性能化選択が高いために、少し階高の高い住宅をつくりたいと。それに多分構造計算上そう計算の質というのは変わらないだろうから、その緩和というご提案だと思うのですが、具体的にこのぐらいという提案の数字はあるのでしょうか。

これをご提案されたのは、主に住宅関係の委員の方だったと記憶しますが、ちょっとご発言いただけますか。

【委員】 具体的に何メートルというのは、うちのほうも特にはないのですが、やはり先ほど言われましたように、ちょっと構造に絡む件で検討していただきたいということと、現実として、先ほども話されましたように、9メートルだと、今の住宅等においては、天井高はどんどん高くなっていく上で、これをルート2を避けるために、わざと床を下げるとか、そのようなことをしないというような現実が起きているのも確かなので、逆にこの9メートルというところの根拠も考えると、なかなか幾つにするのだというところは我々も難しいところがあると思うのです。ただ、ちょっとそういった意見を出してくれということであれば、現状のいろいろな凡例を出しながら、ご提案はしたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。ご提案いただくのか、時間的には、ある意味で素案が出た段階で、そちらから資料をつけて、このぐらいのほうの方が妥当であるというふうなご意見をいただくということによろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【部会長】 あらかじめ準備のほうをというか、そのような作業になると思います。

ルール上は、決めるとなると、例えば皆さん方がおっしゃっている旧38条認定絡みのような、類似のような制度を起こすときでも、どうやってやるか。仕組みだとか、適合性判定機関を国が指定して県知事がというようなところは、多分ほかの法律体系といろいろぶつかるところもあるやに思います。そのあたりはやっぱり法的な内容として、行政の中で一度打ち合わせをしてから素案が出ると思います。その素案をつくる段階において、今日いただいた意見、資料4だとか、今までの意見をまとめた資料3のことを反映した提案をこの部会に出していただけるというふうに考えておりますけれども、そのような進み方になると思います。

いかがでしょうか。意見としては、皆さん方出し尽くされて、前回、私が委員の属性での考え方、それがかなりあるのと、ほぼ合意できそうな項目はこれだし、まだ論点として残っているのはこのような項目だということをお口頭で申し上げた記憶があるのですがけれど

も、それは多分まだ残っていると思いますけれども。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの9メーター議論のところ、一つだけ申し添えておきたいのは、現状では、長期優良化、それから構造計算化によって基礎高は上がってくる。梁数も増えてくる。ただし、それが上で制限がかかっている、どんどん部屋の高さに影響してくるというのが現状かというふうには思います。

先ほどの話の中で、では、幾つにしたらいいのかという根拠は出さなきゃいけないと思うのですが、そういう現状の中でこの部分は改正していかないといけないだろうというところを、申し添えをしておきたいと思います。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

多分、今〇〇委員からご指摘いただいたことは、属性の異なるアカデミックから出ている委員も、その内容はご理解いただいていると思います。ただ、具体的な数字を出すということになると、やっぱりデータをお持ちのところから、もしくはこのぐらいの高さのものが一番対象になるという資料のご提供をお願いしたいと思います。

ほかの点はよろしゅうございますか。これで整理をして、資料3ということで今後議論を進めていくということによろしいですか。

〇〇委員のほうからの昇降機の既存不適格性の問題というのは、この中で扱うのか、別で扱うのか若干議論があるかもしれませんが、遡及がどの程度できるかも、これはかなり法的な、ほかの法律体系との問題もあると思いますので、これもちょっと事務局のほうでご検討いただくということにさせていただきたいと思います。

【委員】 確かにほかの問題とか法律の問題とか、たくさんあることはよく存じ上げた上で、あえて申し上げたわけですので、よろしくをお願いします。

【委員】 今のエレベーターの件と、それから、私は事故を対象にして研究をしておりますので、防火扉とエレベーターの安全というような視点でちょっと発言させていただくと、信頼性を1にすることはできない。信頼性を1にすることができないのに、幾ら入り口でこんな基準に従え、そういう基準に従ってつくればオーケーだという仕組みを用意しても、実は信頼性をきっちり確保はできない。だから、出口のところ、いわゆる防火扉もエレベーターもみんな点検しなさいというふうに書いてあるのですけれども、その結果が実は消費者に対して開示されていないというのが少し気になる点です。

事故の問題をやるときには、やっぱり消費者にどのくらい故障率があるのだということが開示できるようなシステムが必要だと思っています。実は点検結果が不適合というところまでは、それぞれの特定行政庁に行って開示要求をすれば、利用者であれば開示がしてもらえるのですけれども、防火扉がどれくらい壊れているかというところまではなかなか教えてくれないので、そういうのまでもし踏み込めればいいなとちょっと申し上げたいと思います。

【部会長】 わかりました。

以前、定期報告だとか、最初は多分そういう問題が、以前からあると思うのですけれども、福山の事故だとか、今回の福岡の火災だとかで、そういう定期報告の問題というのは多分まだ残っていると思いますけれども、それはこの部会とは直接関係ないと思われるので、別のときに話題として上げていきたい。

【事務局】 一応定期検査については、ここの資料の中でも13ページにございまして、ここの一番最初にございますけれども、定期調査・検査の実効性を確保するというところで、どういうふうにしていくのかというようなことを、多分〇〇委員のご指摘も、情報開示などを通じてその実効性を高めていくというような仕組みを検討しろということではないかと思っておりますので、この部分には少しそういった意見も踏まえて検討させていただければというふうに思います。どこまでできるかは、ちょっと議論が要るかと思うのですけれども。

【部会長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇部会長代理】 実は昇降機については、私も利用者としてちょっと発言したいのですけれども、うちの職場の建物がシンドラ社のエレベーターでして、事故が起きた。これはもう既に報告されているのですけれども、これが実は点検の直後なのですね。というか、点検の不手際でなったというのがありまして、細かい事故もいろいろ見ていると、どうも点検の不手際というか、点検のミスというか、そのようなものが結構多いようなのですね。ですから、〇〇委員のこのご意見は非常に重要だと思うのですけれども、やはり何らかの形で、本来はより安全であることを確かめるための点検が、むしろ逆に危険を増すチャンスになっているところを何とかつぶすような、そういう仕組みをちょっと入れていただけるといいなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。今のエレベーターについては報告書も出ていると思いますけれども、多分点検者が思わざる事態だったというふうな理解ではないかと思

います。何か事務局のほうからありますか。

【事務局】 個別事例については、既に報告書でまとめていただいています、対応可能かと思います。ここでは、特に〇〇委員からのご指摘のように、いわゆる保守・点検業務をどうするかということについては、少し幅広くご議論をいただく必要があるかと思えます。つまり、業規制的な側面がございますので、どこまでできるのかというようなことについては、時間をかけてご議論いただく必要があるのかなと考えています。

【部会長】 ほかに何かご意見はございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、資料3、4を含めまして、今まで各委員の方々から確認制度のあり方等の検討についていろいろご意見をいただきました。本日のところは、これでこの議題は終了させていただいて、あと今後の進め方でございますが、先ほどちょっと申しましたように、今日資料4とか参考資料の形で今までの議論、ご提出のご意見が、全て合意されている意見ではなくて、相反する意見もありますけれども、掲出されておりますので、多分これをもとに少し第二次報告に向けての具体的な案文の原案をもとに、次回あたりから皆さん方のご意見をいただきたいと思えます。そのときに、先ほどちょっと申し上げたように、仮に具体的に書くとしたら、9メーターがどのくらいかというあたりも、私のほうから聞くか、事務局のほうから聞くか、多分いろんな資料提供をお願いすることもあるかもしれませんので、ご関係の方々にはよろしくその際はご協力をいただきたい。

以上で、本日の2番の議題は終了させていただきたいと思えますが、先ほど申しましたように、第二次報告の提出に向けましての今後の予定と、それから来月に迫りました耐震改修促進法の施行に当たっての現状、それから老朽化マンションの建て替え等という項目につきまして、これは報告ということで、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

これは事務局でよろしいですか。

【事務局】

まず、最初に今後のスケジュールでございますけれども、資料5をごらんいただきたいと思えます。

次回10回目と11回目につきましては、一応予定を入れさせていただいております。次回は12月18日の午前中でございますけれども、部会長ともご相談をして、報告の原案を少し作成をさせていただいて、それについてご議論をいただければと思えます。

そこでの意見を踏まえて、多分意見募集のような形で広く関係者からの意見をいただきまして、それを踏まえて2月3日に一応報告案を作成してご議論いただければというふうに思います。

なお、おそらくそれぞれ事前にお配りして、少し読んでいただくようなことも必要かと思っておりますので、その辺は、この場でご指示いただければ対応させていただきたいと思っております。

なお、1月に、場合によっては、議論の過程で少し議論を深める必要があるような場合については予備日を設けたいと思っておりますので、これは後ほど、また部会長とも相談をして、日程調整をさせていただければと思っております。

それから、2月3日の部会でご議論いただいて方向性がまとまりますれば、当日、分科会を開いて、二次答申に向けた報告をまとめていただければというふうに考えております。

以上でございます。

【部会長】 続いて、改修促進法の……。

【事務局】 それでは、次に耐震改修促進法の関係でございますが、参考資料4があるかと思っております。第一次報告でまとめていただきました耐震改修促進法につきましては、本年の5月に成立をいたしまして、ちょっと資料が悪くて申しわけございませんが、11月25日から施行するという事になっております。その関係で、どういう内容かというのをちょっと確認をさせていただいてご報告をさせていただきたいと思っております。

今回の改正については、報告の中でも取りまとめいただきましたように、一定の建物に耐震診断の義務化をして、診断結果を公表するということが大きな柱でございます。

3つございますが、いわゆる不特定多数、病院ですとか店舗などの不特定多数が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうちの大規模なものということで、規模は、2枚目でございますが、3ページ目でございますけれども、それぞれの用途ごとに、例えば小・中学校であれば、2階建て以上で、かつ3,000平米以上とか、一般の特殊建築物は3階以上で5,000平米以上というような用途で、こういう形で、これ以上の規模については、診断をして報告をして結果を公表するという事になるかと思っております。

1ページ目に戻っていただきまして、それ以外に緊急輸送道路などの沿道の建物で、一定の高さの建物、それから庁舎、避難所などの防災拠点になるような建物、これは公共団体が指定をするものでございまして、それぞれその指定をする期間までに診断結果を報告

していただくということにしております。

これらについては、政令、省令等で規定をいたしておりまして、例えば一番最初の不特定多数の建物の用途と規模などは、3ページ目のような形で政令等で決めさせていただいております。

2番目の沿道の建物については、前面道路の中心から45度の角度で、簡単に言うと道路の半分以上倒れた場合に塞いでしまうおそれのあるものという意味でございます。

それから、防災拠点については、防災計画などで位置づけられるような避難所などが対象になるということでございます。

なお、それぞれ見ていただければわかりますとおり、新耐震基準以前に建てられた建物が対象になるということでございます。

次のページでございますけれども、耐震診断を今度義務づけますので、診断をする人の要件を決めておりまして、建築士で、かつ大臣が定める講習を修了した者ということでございます。規模については、当然1級建築士でなければいけないような規模のものについては、これは1級建築士がやるというような形になろうかと思っております。

それから、診断の結果の公表につきましては、これは一応用途ごとに、あるいは建築物の区分ごとにまとめて報告をするような形で、インターネット等を通じて建物の位置ですとか用途、それから診断結果、それから改修の予定等があるものについては、いつごろ改修するという予定等も公表するというようにしております。

大きな2番目でございますが、円滑化のための措置として、容積、建ぺいの特例を設けております。

それから、マンションなどの区分所有建物についての決議要件を緩和するという措置。

それから、耐震性に係る表示、これは任意の表示ということでございますけれども、表示できるということで、右のページでございますとおり、従来建築防災協会で行ってまいりました表示マークを使わせていただくという形で、こういうものを省令に位置づけたということでございます。

後ほど、詳しい条文等は、ちょっと見にくい資料かと思っておりますが、後ろのほうに載っておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

引き続きまして、老朽化マンションの関係について、ご説明いたします。

【事務局】 資料の一番末尾の参考資料5をごらんいただきたいと思います。

老朽化マンションの建て替え等の推進につきまして、本年6月14日付で規制改革会議の答申を受けまして規制改革実施計画ということで閣議決定をされてございます。

その内容でございますけれども、四角囲みでございますとおり、老朽化マンションについて、建て替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整のあり方、これは主として法務省所管の区分所有法などにかかわる問題でございます。それから、建築規制等のあり方、これは私ども、この部会にも関係してございます容積率規制でございますとか、そういった建築規制の問題でございますが、などにつきまして、多角的な観点から総合的な検討を行い結論を得ると。

実施時期としては、平成25年度検討・結論ということで、今年度内に結論を得るということで、所管官庁、法務省、国土交通省ということで閣議決定をされているところでございます。

この決定を受けまして、現在、私どものほうで法務省と一緒に、これから具体案の結論につきまして検討していくことというようにいたしてございます。

という状況でございますので、この建築基準制度部会にも関係する建築規制等のあり方ということが挙げられてございますので、これらにつきましては、今後、検討を進めてまいりますけれども、とりあえず、今後、部会長とも相談しながら、適宜関係者からのヒアリングなどを行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。耐震改修促進法については、この2月に皆様方から取りまとめをいただいて、国会審議、成立して、11月25日から施行ということになりました。

それから、最後に事務局のほうからお話がありましたように、老朽化マンションの建て替えというのが本年度いっぱい、本年度ですから来年の3月までということで、今までの木造とあり方に加えて、これがもう一つ部会によっては議題に上がるということになりますので、次回の12月以降、またよろしく皆さん方からのご意見をいただきたいと思えます。

それでは、少し予定より早く終わりましたが、以上をもちまして、本日の建築基準制度部会の審議を終了させていただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。次回は12月18日ということで、よろしくご参席のほどをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —